

# 運航管理の具体的な職務について

---

北海道運輸局海上安全環境部

運航労務監理官

令和5年11月7日

## 安全管理規程とは何か？

事業者が守らなければならない安全のためのルール、安全・運航管理要員の役割、運航中止基準、運航経路、作業の手順、事故対応等、安全のための様々な取り組みを文書化したものが安全管理規程です。

## 安全管理規程は誰がつくったもの？

船舶により**旅客の運送を行おうとする者は、必ず安全管理規程を作成し、届出し、これを遵守**しなければなりません。つまり、船舶運航事業者は、自身が届出した安全管理規程に基づいて事業を行わなければなりません。

国土交通省がHP等で公開している安全管理規程は、事業者が作成しやすいように例示した安全管理規程のひな形（例）です。

海上運送法

（安全管理規程等）

第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（第二十条の二及び第二十三条により不定期航路事業者にも準用される）

## 安全管理規程

- 経営トップ、安全統括管理者、運航管理者の責務や役割
- 運航計画、配船計画、配乗計画
- 運航の可否判断
- 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 輸送に伴う作業の安全の確保
- 輸送設備の点検整備
- 安全に関する教育、訓練

## 運航基準

- 運航の可否判断
- 運航中止基準
- 運航基準図
- 速力基準
- 特定航法
- 定点連絡

## 作業基準

- 旅客の乗下船、船舶の離着岸等の作業方法
- 旅客の遵守事項の周知

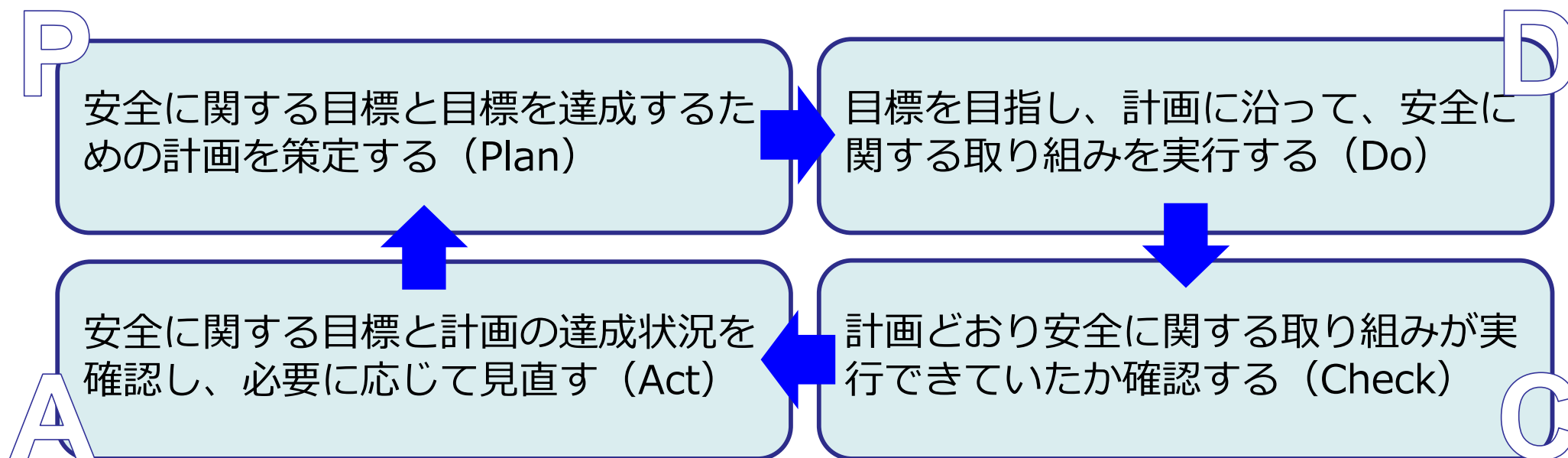
## 事故処理基準

- 事故発生時の通報
- 事故の分類・定義
- 事故処理対応
- 事故調査

経営トップや安全統括管理者・運航管理者は、自社の安全管理規程をしっかりと理解し、安全管理規程に定められたとおりに事業ができるようにしなければなりません。

安全管理規程に定めた事項を変更する場合は、安全管理規程の変更届出が必要ですので、運航労務監理官にご連絡ご相談ください。

安全マネジメントとは、以下のようなPDCAサイクルに従って安全を管理する仕組みです。



- 安全に関する目標である「**安全方針**」と具体的な計画である「**安全重点施策**」を策定し、事業所等に掲示し、**安全に携わる全従業員**に周知。
- 安全に関する**記録類を適切に管理・保管**し、確認や見直しに活用。
- 「安全重点施策」の取り組みが適切に実施できているか、**定期的**に確認。
- 「安全方針」と「安全重点施策」は、**定期的（年1回程度）**に見直し。

## 安全統括管理者

- 安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施、維持し、実施状況及び改善の必要性等を経営トップに報告し、記録すること。
- 関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底し、安全管理規程の遵守を確実にすること。

## 運航管理者

- 船長の職務権限に属する事項を除き、船舶の運航管理、輸送の安全に関する業務全般を統括すること。
- 船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を確保すること。
- 運航管理補助者等陸上作業員を指揮監督すること。

**安全統括管理者、運航管理者、運航管理補助者**を選任した場合、本人にその職務内容を正しく理解させるとともに、誰が、いつから、何の職務に就いているかわかるよう社内で周知するとともに、どのような作業をしなければならないか定期的に安全教育を実施しましょう。

## 安全・運航管理要員の概要

勤務地	安全・運航管理上の職名	氏名	部課係名	任命年月日
営業所 船舶	安全統括管理者兼船長	佐藤 ○○	代表	平成30年4月1日
営業所	運航管理者	鈴木 ○○	運航管理者	令和2年4月1日
営業所	運航管理補助者	高橋 ○○	窓口担当	令和1年10月1日

書類上だけで選任し、本人や周囲にその認識がなければ意味がありません。

非常連絡表	
<p>&lt; 営業所 &gt;</p> <p>電話番号</p> <p>運航管理者 鈴木 ○○ 運航管理補助者 高橋 ○○</p>	<p>&lt; 関係機関 &gt;</p> <p>北海道運輸局○○運輸支局</p> <p>電話 FAX 携帯 (夜間・休日)</p> <p>最寄りの海上保安官署 118 電話番号</p> <p>最寄りの警察官署 110 電話番号</p> <p>最寄りの消防官署 119 電話番号</p> <p>最寄りの医療機関 電話番号</p> <p>※その他、町役場や漁協など 緊急時に連絡すべき機関の連絡先</p>
<p>&lt; 使用船舶 &gt;</p> <p>☆☆☆丸 衛星電話番号 携帯電話</p> <p>代表兼安全統括管理者兼船長 佐藤 ○○</p>	

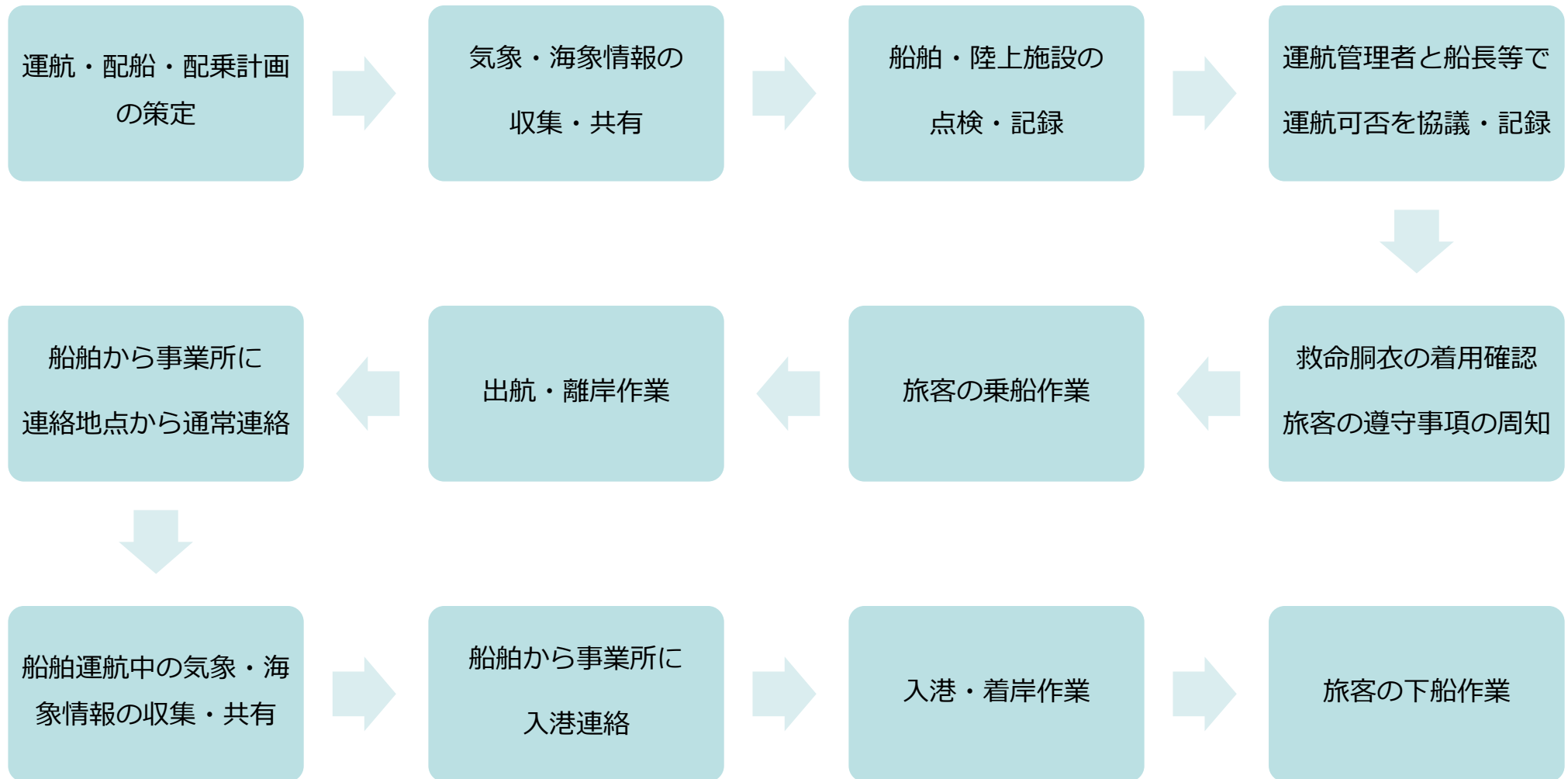
陸上と船舶、非常時の連絡先等を記載した非常連絡表を作成し、事業所及び船舶に掲示または備置し、非常時には速やかに連絡できる態勢を構築してください。

担当者や連絡先など記載事項の変更があった場合は、直ちに非常連絡表を変更し、必ず運輸支局等に届出してください。

運航計画・配船計画・配乗計画の策定	運航可否判断に関すること	輸送設備の点検・整備に関すること
<p>輸送設備及び乗組員の状況等から以下の計画を策定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運航計画</li> <li>・ 配船計画</li> <li>・ 配乗計画</li> </ul>	<p>運航可否判断を船長任せにすることなく、気象・海象情報、輸送設備及び乗組員の状態等を確認し、船舶の運航に支障があると認めた場合は、運航中止を指示しなければならない。</p>	<p>輸送設備（船舶、陸上施設等）の点検結果を確認し、整備等が必要な場合、その指示を行うとともに、整備状況を確認すること。</p>
運航船舶の動静把握	事故処理の対応	安全教育・事故処理訓練
<p>船舶からの通常連絡や出入港連絡等を確認し、運航中の船舶の動静を把握すること。</p> <p>陸上においても気象・海象情報を収集し、適時に船舶と情報共有すること。</p>	<p>事故の発生を確認もしくは予測された場合、船舶の支援、関係機関等への緊急連絡等人命を最優先とした対応を行うこと。</p> <p>事故原因を調査し、再発防止対策を策定すること。</p>	<p>船長等の乗組員、運航管理を補助する従業員に対して、日常の運航管理や事故処理対応について、教育・訓練すること。</p>

運航管理者が全ての職務を自ら行わなければならないわけではありませんが、運航管理者は、船長や運航管理補助者等の従業員が適切に運航管理に関する業務を実施しているか監督・指示しなければなりません。船長任せ、従業員任せにすることは、運航管理者の職務を果たしていないと言えます。

# 一日の運航管理の例



上記のような日常の運航管理が確実に実施できるように、運航に携わる全ての従業員に対して、安全管理規程に定める事項を学ぶ安全教育、事故発生時の対応を学ぶ事故処理訓練を定期的 to 実施し、その概要を記録しましょう。



運航が可能かどうかは、気象・海象、船舶や施設、乗組員の健康状態等の様々な要因を**船長だけでなく、運航管理者等運航に関わる複数人で情報収集や情報共有を行い、運航可否を協議、判断**しましょう。

運航可否判断の結果は、必ず記録・保管しましょう。

天候、風速、波高、視程は運航中止基準に達していないか  
運航中止基準に達する可能性のある予報や情報はないか

船舶や陸上施設に異常はないか  
燃料や備品は万全か

健康状態に異常はないか  
疲労がたまっていないか  
アルコールの影響はないか

- 船長が発航中止の判断をした場合は、発航を指示してはいけません。
- 運航管理者は、発航を中止すべき状況だと判断した場合は、発航中止を指示しなければなりません。
- 協議の結果、判断が分かれた場合は、発航を中止しなければなりません。
- 運航中、中止基準に達する状況となった場合、或いはそのような状況が予想された場合は、直ちに事業所に連絡して引き返す等、安全を最優先した行動をとりましょう。

# 運航可否判断の記録

## 令和4年5月××日 運航記録簿

運航管理者確認: 鈴木

### 1. 気象、海象状況の記録

時刻	天候	風速	波高	視程	備考(運航の可否等)
9時 00分	晴れ	3m/s	0.1m	1000m	可
11時 00分	晴れ	5m/s	0.2m	1000m	可
13時 00分	曇り	7m/s	0.5m	800m	強風の予報があった為、運航中止
15時 00分	曇り	10m/s	0.5m	600m	強風の為、運航中止

※運航基準による中止条件:

港内: 風速 8m/s以上、波高 0.5m以上、視程 300m以下  
 港外: 風速 8m/s以上、波高 1.0m以上

### 2. 乗船客数の記録

航路名(便数)	出航時刻	旅客数	備考(運航中止等の措置・協議内容)
☆☆ 航路 (第1便)	9:00	大人 3人 小人 1人	
☆☆ 航路 (第2便)	11:00	大人 4人 小人 2人	
☆☆ 航路 (第3便)	13:00	大人 人 小人 人	午後から強風との天気予報があり、風が強まってきたため、佐藤安全統括管理者兼船長と鈴木運航管理者と高橋運航管理補助者の3名で協議し、運航中止を決定した。
☆☆ 航路 (第4便)	15:00	大人 人 小人 人	風速10m/s以上の強風の為、運航中止した。

※ ☆☆☆丸 旅客定員 10 人

運航当日の気象・海象、運航可否判断結果等は、必ず運航管理者が確認し、記録・保管

運航当日の天候、風速、波高、視程を記載

運航の可否及び運航を中止した場合の理由を記載

予め運航基準で定める中止基準を記載

発航を中止した場合、または運航を中止して引き返した場合等には、その理由及び協議の内容を記載

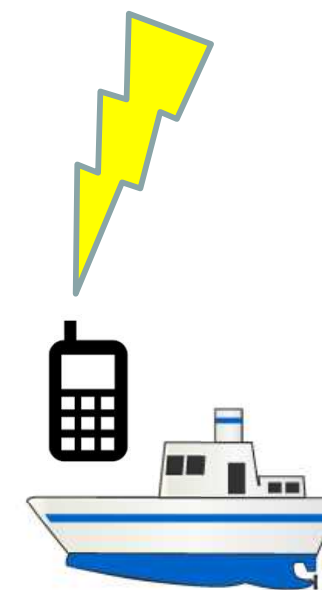
予め船の旅客定員を記載



運航管理者及び運航管理補助者は、**船舶の動静を常に把握**できるようにしていなければなりません。船舶の運航中は、**事業所に常駐**し、船舶からの連絡内容を記録し、船舶の動静を把握できるようにしましょう。

また、船舶からの定点連絡が、通常であれば何時頃にあるか陸上でも確認できるようにしておけば、船舶が連絡できない状況になっていたとしても、いち早く異常に気付くことができるでしょう。

令和4年5月××日9時 △△△コース 定点連絡記録簿							
船名 ☆☆☆丸		出港時間 9:00					
通過地点名	通過時刻	天候	風向	風速	波高	視程	記録者
A地点	9時 15分	晴れ	北	3m/s	0.2m	1000m	佐藤
B地点	9時 29分	晴れ	北	3m/s	0.2m	1000m	佐藤
C地点	9時 38分	晴れ	北	4m/s	0.3m	1000m	佐藤
D地点	9時 50分	晴れ	北北東	5m/s	0.5m	1000m	佐藤
E地点	10時 02分	晴れ	北北東	4m/s	0.2m	1000m	佐藤
F地点	10時 8分	晴れ	北東	4m/s	0.2m	1000m	佐藤
G地点	10時 15分	晴れ	北東	3m/s	0.2m	1000m	佐藤
※運航基準による中止条件: 風速 <u>8m/s</u> 以上、波高 <u>1.0m</u> 以上							



## なぜ、記録・保管しなければならないのか？

記録がない	記録がある
本人以外はわからない	記録をもとに説明できる
忘れる	忘れていないか確認できる
勘違いする	過去の内容を見直すことができる

やってない？  
記録していない？

どんなに安全に関する取り組みを行っていたとしても、本当にやっていたのか、できていたのかは、本人以外にはわかりません。

他人からは、**記録がない=やっていない**とわれてしまいます。

記録は、**安全に関する取り組みをきちんと行ったという証拠**です。

また、記録があれば、担当者が変更されても、過去にどのようなことをやっていたのか。何をしなければいけないのか等がわかりやすくなり、安全に関する取り組みを継続することができます。

記録は、記録者以外の第三者も見られることを前提とした記載に努め、不適切な記載・修正・抹消・廃棄・記載漏れなどがないよう、運航管理者は定期的に記録状況を確認し、記録者を指導教育しましょう。

## 令和5年10月10日 運航記録簿

運航管理者確認:

### 1. 気象、海象状況の記録

時刻	天候	風速	波高	視程	備考(運航の可否等)
9時 00分	晴れ	4m/s	0.3m	1000m以上	
11時 00分	晴れ	5m/s	0.4m	1000m以上	
13時 00分	晴れ	5m/s	0.5m	1000m以上	
15時 00分	曇り	7m/s	0.8m	1000m以上	

※運航基準による中止条件:

港内: 風速10m/s以上、波高 0.5m以上、視程 300m以下

港外: 風速10m/s以上、波高 1m以上

### 2. 乗船客数の記録

航路名(便数)	出航時刻	○×丸	備考(運航中止等の措置・協議内容)
△口周遊航路 (9:00便)	:	大人 12人	
		小人 2人	
△口周遊航路 (11:00便)	:	大人 21人	
		小人 5人	
△口周遊航路 (13:00便)	:	大人 18人	
		小人 3人	
△口周遊航路 (15:00便)	:	大人	
		小人	

※ ○×丸、旅客定員50人

## 始業点検記

(令和5年10月)

点検箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
船 体	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
機 関	✓	✓	✗		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
排 水 設 備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
操 舵 設 備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
係 船 ・ 揚 錨 設 備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
救 命 設 備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
無 線 ・ 通 信 設 備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✗			
そ の 他 の 設 備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
積 載 物 の 積 付 け 状 況	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
吃水等の状況による船舶の安全性	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
航海に必要な物品の積み込み	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
航海に必要な図紙の整備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
航海に必要な情報の収集	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
航海に必要な乗組員の健康及び健康状況	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
その他航海を支障なく成就するための必要な準備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
点 検 者 印	○	○	○		○	○	○	○	○	○			
船 長 印													
運 航 管 理 者 印	●		●		●	●	●	●	●	●			

要改善事項	点検事項	日	記 事 欄
		3日	機関不調
	10日	衛星携帯電話不通	

(注) 点検事項について、良は日付欄に○印、不良は×印を記入し、記事欄に内容を記入するとともに修復、整備完了

# 不適切な記録の例

令和5年10月10日

運航管理者確認印漏れ  
→運航管理者が確認していない？

運航管理者確認:

## 1. 気象、海象状況の記録

時刻	備考(運航の可否等)		
9時00分	運航中止基準と同一値 →運航中止基準違反？		
11時00分			
13時00分	晴れ	5m/s	0.5m 1000m以上
15時00分	曇り	7m/s	0.8m 1000m以上

※運航基準による中止条件:

港内: 風速10m/s以上、波高1.5m以上  
港外: 風速10m/s以上、波高2.0m以上

運航の可否を記録していない  
→運航したか中止したか不明確

## 2. 乗船客数の記録

航路名(便数)	出航時刻	○×丸	備考(運航中止等の措置・協議内容)
△口周遊航路 (9:00便)		大人 12人	
△口周遊航路 (11:00便)			
△口周遊航路 (13:00便)		大人 18人 小人 3人	
△口周遊航路 (15:00便)			

出航時刻を記録していない  
→正確な出航時刻が不明

運航中止等の措置を記録していない  
→運航したか中止したか不明確

## 始業点検記

(令和5年10月)

点検箇所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
船体	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
機関	✓	✓	×		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
排水設備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
操舵設備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
係船・揚錨設備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
救命設備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
無線・通信設備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	×			
その他の設備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
積載物の積付け状況	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
吃水等の状況による船艙の安全性	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
航海に必要な物品の積み込み	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
航海に必要な図紙の整備	✓	✓	✓		✓	✓	✓	✓	✓	✓			
航海に必要な情報													
航海に必要な乗員の健康状況													
その他航海を支援するための必要な準備													
点検者													
船長													
運航管理者印													

船長印が押印されていない  
運航管理者印の押印漏れがある  
→船長・運航管理者が確認していない？

要改善事項が記録されているが、整備完了日等が記録されていない  
→整備完了しないまま運航？

要改善事項	日	記
点検事項	3日	機関不調
	10日	衛星携帯電話不通

(注) 点検事項については、良は日付欄に○印、不良は×印を記入し、記事欄に内容を記入するとともに修復、整備完了

良は○、不良は×という記載ルールを守っていない

社内・船内には、以下の書類を備置または掲示しなければなりません。備置・掲示書類については、改正や変更がある度、差し替え等を行うとともに、定期的に状態を確認し、最新の状態を維持しましょう。

## 旅客に見やすいよう掲示すべきもの

- ・ 旅客の遵守事項
- ・ 運送約款
- ・ 運賃・料金

## その他、備置・掲示すべきもの

- ・ 安全方針及び安全重点施策
- ・ 安全管理規程
- ・ 運航基準図
- ・ 非常連絡表
- ・ 速力基準表

### 旅客の遵守事項

#### 1 次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。
- (2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- (3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- (5) みだりにタラップ、しゃ断機その他乗船者の乗下船又は転落防止のための設備を操作し又は移動すること。
- (6) みだりに乗船者の乗下船の方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
- (7) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かって投げ、又は発射すること。
- (8) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
- (9) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- (10) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

#### 2 乗下船、非常の際、その他の船内における行動。

船長又は係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。

#### 3 病気、盗難等が発生した場合、不審物を発見した場合。

船長又は係員に通報下さい。

人の運送をする不定期航路事業に係る運送約款	
第1章 総則 (適用範囲)	
第1条 この運送約款は、当社が行う旅客及び手回品の運送に適用されます。	
2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。	
3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。	
(定義)	
第2条 この運送約款で「手回品」とは、旅客が手荷物として自ら携帯して船室又は船内に持ち込む物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。	
(1) 3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品	
(2) 車いす（旅客が使用するものに限る。）	
(3) 盲導犬（旅客が盲導犬協会の発行する証明書を呈示して添乗させるものに限る。）	
2 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する事務所をいいます。	
第2章 運送の引受け (運送の引受け)	
第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回品の運送契約の申込みに応じます。	
2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。	
(1) 当社が第5条の規定による措置をとった場合	
(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合	
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見がある者	
イ 泥酔者、薬品中毒者その他の乗船者の迷惑となるおそれのある者	
ウ 重傷病者又は6歳未満の小児で、付添人のない者	
エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者	
(3) 旅客がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合	

非常連絡表	
< 営業所 >	< 関係機関 >
電話番号	北海道運輸局〇〇運輸支局
運航管理者 鈴木 ○○	電話
運航管理補助者 高橋 ○○	FAX
	携帯 (夜間・休日)
	最寄りの海上保安官署 118 電話番号
	最寄りの警察官署 110 電話番号
	最寄りの消防官署 119 電話番号
	最寄りの医療機関 電話番号
< 使用船舶 >	※その他、町役場や漁協など 緊急時に連絡すべき機関の連絡先
☆☆☆丸 衛星電話番号 携帯電話	
代表兼安全統括管理者兼船長 佐藤 ○○	



以下のような事故があった場合は、海上保安部等への通報後、管轄する運輸支局等の運航労務監理官に**必ず報告**してください。

軽微だと思われるような事案であっても、安全を最優先に考えた対応を心がけ、報告事案であるかどうか判断に迷った場合は、運航労務監理官に相談してください。

旅客・乗組員の死亡 行方不明・負傷・疾病		漂流・航行不能	
火災	浸水	衝突	乗揚げ
機関故障	不法行為	インシデント (事故に繋がりがねない事案)	

**非常連絡事項報告書 (FAX用紙)**  
(全 1 枚) 令和4年6月××日 14時10分送信 第 1 報

送付先  
北海道運輸局 ○× 運輸支局 海事事務所 FAX: ××-××××  
運航労務監理官 TEL: ××-××××

報告者  
事業者名: ☆☆☆観光汽船社 FAX: ××-××××  
担当者名: 鈴木 ○○ TEL: ××-××××

船名等 ☆☆☆丸 (19 トン)  
(事故等発生時の乗船人数 旅客 18人 乗組員 2人)

航路名(コース) ×× 航路 (△△△ コース)

事故等の種類 衝突・乗揚げ 火災・浸水・濃煙・行方不明・機関故障・不法行為・人身事故・その他・インシデント

救助の要否 要 否

発生日時 令和4年5月××日 13時52分頃

発生場所 (△△沖 D地点 付近海域) 東経 度 分、西経 度 分

死傷者の有無 有 無  
有りの場合 (旅客 5人中) 死亡 0人、重傷 1人、軽傷 2人  
(乗組員 1人中) 死亡 0人、重傷 0人、軽傷 0人

当時の気象・海象 天候: 風向: 風速: m/s 波高: m

船体等の状況 自力航行 可能・不可可能 油流出の有無 有 無  
(損傷箇所) 船首船底  
(損傷程度) 詳細不明だが、現時点で浸水なし

事故等の状況  
13時52分、☆☆☆航路△△コースを航行中、D地点付近にて右舷方向から流れてくる漂流物を発見した為、右回頭して、漂流物を回避しようとしたところ、船首船底が岩礁に接触し、乗り上げたと思われる。乗り上げた衝撃により、旅客3名が転倒し、うち旅客1名が骨折と思われる重傷。他2名は軽傷。離礁困難であり、自力航行不能。

対応  
から直ちに 上保安庁へ救助要請するとともに、営業所に連絡。負傷者の応急手当てを行って、と基準航路から外れた為、岩礁に接触、乗り上げたと思われる。  
と追加して記入して下さい。



安全に関する取り組みを確実に行うためには、運航に関わる人全員に、安全管理規程の仕組み、安全統括管理者や運航管理者の役割、事故時の対応等について、**定期的に教育や訓練**を行う必要があります。

## 安全教育の例

- 安全方針及び安全重点施策
- 安全統括管理者及び運航管理者、運航管理補助者、船長等の役割
- 運航可否の判断（運航可否の協議方法）
- 運航基準について（発航中止基準や基準航路、出入港・通常連絡）
- 作業基準について（旅客の乗下船作業の手順）
- 事故処理基準について（事故時の対応方法、緊急連絡）

## 事故処理訓練の例

- 消火訓練
- 退船訓練
- 事故発生時の通報・連絡方法の確認
- 災害（地震・津波等）発生時の対応の確認

### 安全教育・事故処理訓練実施結果概要

安全教育・事故処理訓練名	安全教育	事故処理訓練
年 月 日	令和4年4月××日	令和4年4月××日
教育・訓練場所	営業所	営業所・船舶
開始時刻	9:00	9:00
終了時刻	12:00	11:00
実施時間	3時間	2時間
教育・訓練参加者	佐藤 鈴木	佐藤 鈴木 高橋
教育・訓練概要（時系列）	9:00～ 安全管理規程について 10:30～ 前年度の安全重点施策の達成状況と今年度の安全重点施策について 11:30～ 質疑応答	9:00～ 訓練内容の説明 9:30～ 船舶にて、消火・退船訓練 10:30～ 事故通報訓練
実施結果	安全管理規程について学習するとともに、今年度の安全重点施策を周知し、理解を深めた。 なお、運航管理補助者の高橋が急用により、欠席した為、翌日に個別に教育を実施した。	船舶での火災発生時の対応方法、営業所及び関係機関への連絡・通報の方法について、訓練を実施した。
今後の教育・訓練予定	次年度も運航開始前に安全教育を実施予定	6月後半に船舶との連絡不能時の対応について訓練を実施予定

安全教育や訓練を行った場合は、必ず実施した年月日、所要時間、参加者、教育・訓練の概要等を記録・保管し、いつ、誰が、何の教育・訓練を受けたかを確認できるようにしましょう。

以下のような場合は、届出等の手続きが必要になります。手続きによっては時間を要するものもありますので、変更を予定している時点で、運輸支局等に相談してください。

安全統括管理者の選任・解任	名前・代表者・住所の変更
運航管理者の選任・解任	運航する航路・水域や目的・時季の変更
安全管理規程の変更	船舶の増減や変更
非常連絡表の変更	事業の廃止

届出書等の様式は、以下の北海道運輸局のHPからダウンロードすることができます。

(<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/kaiun/shinsei/shinsei.html>)



必要な手続きを怠っていたことが確認された場合、行政処分・指導や罰則が科されます。

不安な場合は、必ず管轄の運輸支局等に連絡し、何をいつまでに変更したいのか相談してください。

北海道運輸局では、船舶運航事業者の安全・運航管理を確認する為、**運航管理監査**を実施しています。監査の結果、以下のような違反事項が確認された場合、事業者に対して、**行政処分**や**文書指導**が行われます。

- 安全管理規程を遵守していない。
  - ・ 運航可否の協議を怠っている。協議の結果を記録していない。
  - ・ 船舶の運航中、運航管理者や運航管理補助者が営業所等に常駐していない。
  - ・ 安全教育・事故訓練を実施していない。記録していない。
  - ・ 船舶と陸上との間の連絡手段が確保・維持されていない。
  - ・ 船舶や陸上施設を点検していない。点検の結果を記録していない。
- 安全統括管理者や運航管理者の選任解任の届出を行っていない。
- 事業計画変更の届出を行っていない。

- ・ **行政処分や文書指導の内容は、国土交通省のHPで5年間公表**されます。
- ・ 監査で違反が指摘された事項は、**完全に是正**する必要があります。
- ・ 再び監査を実施した際に、**再違反が確認された場合、さらに重い処分**が行われます。